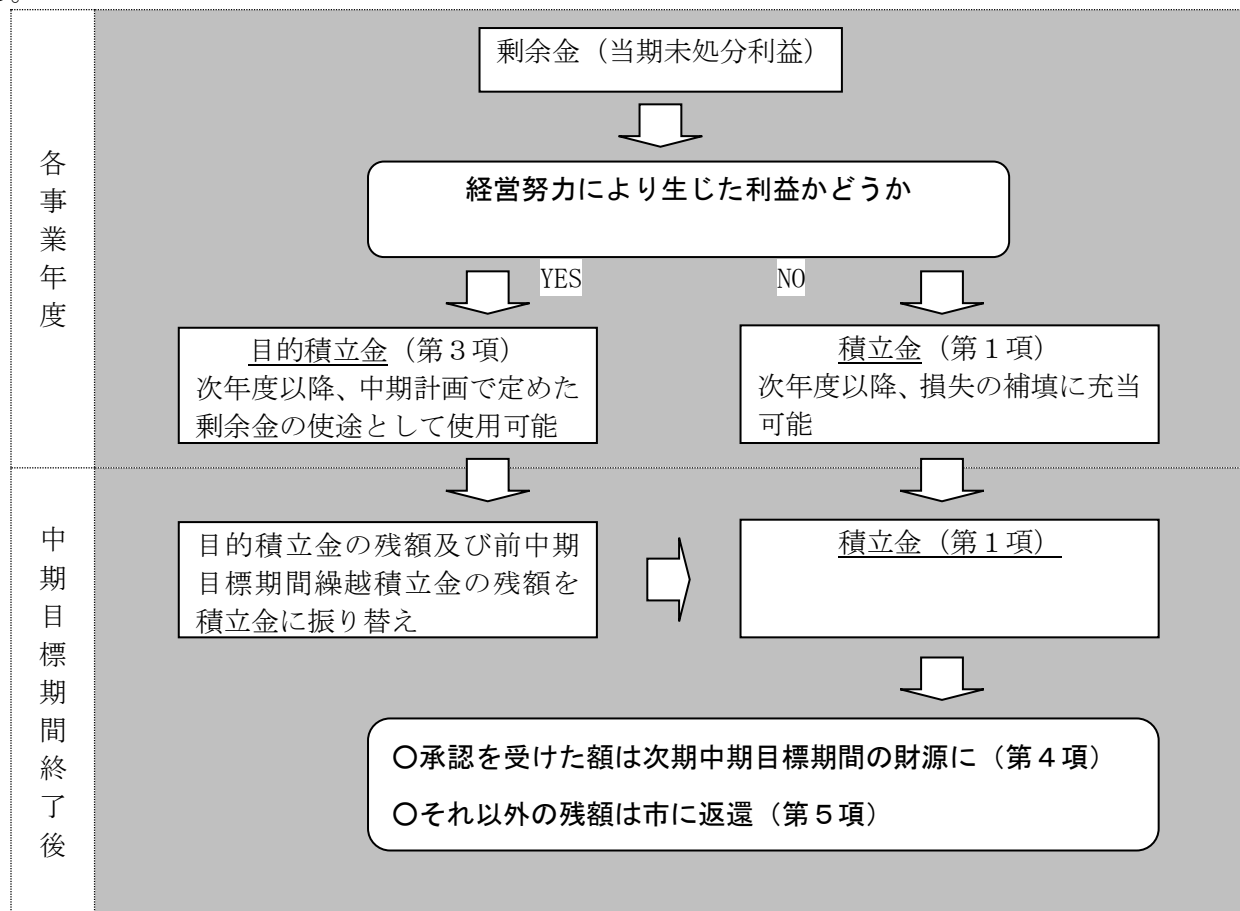


神戸市公立大学法人の利益処分及び積立金処分の考え方

1. 積立金の考え方

地方独立行政法人法第 40 条に基づき、各事業年度後の剰余金は以下のとおり処分することとなっている。



（参考）神戸市公立大学法人第4期中期計画で定めた剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の維持・向上や大学の魅力発信、組織運営の改善に充てる。

2. 神戸市公立大学法人の利益処分の考え方

地方独立行政法人法第 40 条第 3 項に定める市長の承認は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）の経営努力と認定した場合に行う。

経営努力の認定は下記の要件に該当する場合とし、法人は経営努力によることの説明責任を果たさなければならない。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- (2) 中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益（行うべき業務を行わなかった結果、費用が減少した場合は、経営努力によらないものとする）
- (3) 天災等避けることのできない事故により、年度内に執行できなかったと認められるもの
- (4) その他、法人において経営努力によることを立証した利益

3. 経営努力の認定の方法について

法人が行うべき業務を予定通り行った場合に剰余金が生じたときは、法人の業務運営の効率化の結果として、原則、全額について法人の経営努力によるものと認定する。

「法人が行うべき業務を予定通り行った場合」とは、以下の条件を達成していることを市が認めた場合とする。

①当該事業年度の5月1日時点の学生収容定員を在籍者が充足していること。

②神戸市公立大学法人の中期計画の達成状況について、法人からの報告をふまえ、評価委員会から全体として行うべき業務を実施していると認められること。

4. 神戸市公立大学法人の積立金処分の考え方

地方独立行政法人法第40条第4項に定める市長の承認は、以下のいずれかの要件に合致する場合に行う。

- (1) 法人の自己収入から生じた剰余金
- (2) 経営努力により生じた剰余金
- (3) 実施できなかった業務を次期の中期目標期間に繰り越す場合におけるこれに相当する額